福島市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

福島市長　木　幡　　浩

福島市規則第 19 号

福島市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

福島市旅館業法施行細則（平成30年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表大腸菌群の項中「大腸菌群」を「大腸菌」に、「デソオキシコール酸塩寒天培地法」を「下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第１号）別表第１（第６条）に規定する大腸菌数の検定方法（試料は希釈せずに使用）」に改める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。